

特定費目の代金の実費精算に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の実費精算に関し、次の特約条項を定める。

（特定費目の代金の実費精算）

第1条 乙に支払われる代金のうち、別表の要精算費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項に定めるところにより精算するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要精算費目金額表に定めるところによる。

（実績額）

第2条 この契約において「実績額」とは、乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額をいう。

2 実績額は、別紙に定める実績額に関する計算基準（以下「計算基準」という。）に基づき計算し、甲乙協議して確定するものとする。

（代金の精算）

第3条 特定費目の実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。以下同じ。）を契約金額から減額した金額をもって、特定費目の金額の合計額に等しい場合は契約金額をもって、特定費目の金額の合計額を超える場合は、その差額相当額を契約金額に加算した金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定は、特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条第2項による算定をしたうえで適用するものとする。

3 第1項に定める代金の確定は、令和 年 月 日までに行うことを目途とする。

4 甲及び乙は、第1項に定める契約金額から減額し、又は契約金額に加算した金額をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該金額に変更する処置を行うものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減のない旨を確認する措置を行うものとする。

（実績額の報告）

第4条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。

（要精算費目金額表の変更）

第5条 甲及び乙は、特定費目又は特定費目の数量、単価又は金額の合計額、その他要精

算費目金額表に定めるところを変更するため協議することができる。

要精算費目金額表

- 1 機能及び寸法検査費用
(再梱包費を含む。)
- 2 関税その他の租税

注 該当しない項目及び字句は、抹消すること。

1 実績額に関する計算基準

実績額は、実績額を証する書類に基づき算定するものとし、実際に要した費用であっても、乙の故意又は過失若しくは管理の不適切により乙の負担となるものは、除くものとする。

2 実績額を証する書類

(1) 機能及び寸法検査費用（再梱包費を含む。）

検査実施業者の実際の工数及び加工費率を明記した支払請求書又は領収書並びに、梱包業者の支払請求書又は領収書

(2) 関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

(3) その他甲が必要と認める書類